

第1号議案 名古屋都市計画都市再開発の方針の決定について

）

第5号議案 名古屋都市計画防災街区整備方針の決定について

決定する内容及び関連する事項	決定する理由
<p>(第1号議案) 名古屋都市計画都市再開発の方針の決定</p> <p>(第2号議案) 知多都市計画都市再開発の方針の決定</p> <p>(第3号議案) 豊田都市計画都市再開発の方針の決定</p> <p>(第4号議案) 東三河都市計画都市再開発の方針の決定</p> <p>(第5号議案) 名古屋都市計画防災街区整備方針の決定</p>	<p>従来、「都市再開発の方針」及び「防災再開発の方針」は、「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」の一部として定めていた。</p> <p>しかし、平成12年の都市計画法の改正などにより、同法第6条の2の規定に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都市計画区域マスタープラン)とは別に、同法第7条の2の規定に基づく「都市再開発の方針」及び「防災街区整備方針」を単独の都市計画として定めることになったものである。</p> <p>この「都市再開発の方針」及び「防災街区整備方針」は、従来の方針を法改正の「みなし規定」により運用してきたが、この度の都市計画区域の再編を受けて、「名古屋都市計画都市再開発の方針」、「知多都市計画都市再開発の方針」、「豊田都市計画都市再開発の方針」、「東三河都市計画都市再開発の方針」及び「名古屋都市計画防災街区整備方針」を決定するものである。</p>

第6号議案 名古屋都市計画用途地域の変更について

変更する内容及び関連する事項				変更する理由			
(第6号議案) 名古屋都市計画用途地域の変更 市役所周辺地区(愛西市)				愛西市の市役所周辺地区は、市の都市計画マスタープランにおいて都市拠点と位置付けられており、また、市役所は市民への行政サービスの中心としての役割、かつ防災拠点としても重要な役割を担っている。 今回、都市施設の整備、行政機能の集約、更新を行うため、将来の土地利用の動向等を総合的に勘案し、適切な用途地域に変更するものである。			
	種類	容積率	建ぺい率				
変更前	1中高	200%	60%				
変更後	2住	200%	60%				
※表中の略称は次のとおり 1 中高:第一種中高層住居専用地域 2 住:第二種住居地域 ○ 用途地域面積増減表 (変更のある用途地域のみを記載) (名古屋都市計画)							
種類	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	増減	変更後面積
第一種中高層住居専用地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 -6.0ha	約2,160ha
第二種住居地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 6.0ha	約438ha

第 7 号議案 豊田都市計画用途地域の変更について

変更する内容及び関連する事項	変更する理由																																
<p>(第7号議案)</p> <p style="text-align: center;">豊田都市計画用途地域の変更</p> <p style="text-align: center;">寺部地区(豊田市)</p> <p>(1)道路利便の増進を図る地区</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 20%;">容積率</th> <th style="width: 20%;">建ぺい率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">変更前</td> <td style="text-align: center;">1低</td> <td style="text-align: center;">50%</td> <td style="text-align: center;">30%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1中高</td> <td style="text-align: center;">150%</td> <td style="text-align: center;">60%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変更後</td> <td style="text-align: center;">1住</td> <td style="text-align: center;">200%</td> <td style="text-align: center;">60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)その他(住宅地区として土地利用を図る地区)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 20%;">容積率</th> <th style="width: 20%;">建ぺい率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">変更前</td> <td style="text-align: center;">1低</td> <td style="text-align: center;">50%</td> <td style="text-align: center;">30%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変更後</td> <td style="text-align: center;">1中高</td> <td style="text-align: center;">150%</td> <td style="text-align: center;">60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表中の略称は次のとおり</p> <p>1 低:第一種低層住居専用地域 1 中高:第一種中高層住居専用地域 1 住:第一種住居地域</p> <p>○ 用途地域面積増減表 (変更のある用途地域のみを記載) (豊田都市計画)</p>		種類	容積率	建ぺい率	変更前	1低	50%	30%	1中高	150%	60%	変更後	1住	200%	60%		種類	容積率	建ぺい率	変更前	1低	50%	30%	変更後	1中高	150%	60%	<p>豊田寺部土地区画整理事業の進捗に伴い、将来の土地利用計画、周辺の土地利用の現況及び都市施設の整備状況等を総合的に勘案し、積極的に居住機能の誘導を図るため、適切な用途地域に変更するものである。</p>					
	種類	容積率	建ぺい率																														
変更前	1低	50%	30%																														
	1中高	150%	60%																														
変更後	1住	200%	60%																														
	種類	容積率	建ぺい率																														
変更前	1低	50%	30%																														
変更後	1中高	150%	60%																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 10%;">建築物の容積率</th> <th style="width: 10%;">建築物の建ぺい率</th> <th style="width: 10%;">外 壁 の後退距離の限度</th> <th style="width: 10%;">建築物の敷地面積の最低限度</th> <th style="width: 10%;">建築物の高さの限度</th> <th style="width: 10%;">増 減</th> <th style="width: 10%;">変更後面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第一種低層住居専用地域</td> <td style="text-align: center;">5/10以下</td> <td style="text-align: center;">3/10以下</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">10m</td> <td style="text-align: center;">約 -7ha</td> <td style="text-align: center;">約148ha</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第一種中高層住居専用地域</td> <td style="text-align: center;">15/10以下</td> <td style="text-align: center;">6/10以下</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">約 2ha</td> <td style="text-align: center;">約655ha</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第一種住居地域</td> <td style="text-align: center;">20/10以下</td> <td style="text-align: center;">6/10以下</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">約 5ha</td> <td style="text-align: center;">約1,259ha</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外 壁 の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	増 減	変更後面積	第一種低層住居専用地域	5/10以下	3/10以下	—	—	10m	約 -7ha	約148ha	第一種中高層住居専用地域	15/10以下	6/10以下	—	—	—	約 2ha	約655ha	第一種住居地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 5ha	約1,259ha
種 類	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外 壁 の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	増 減	変更後面積																										
第一種低層住居専用地域	5/10以下	3/10以下	—	—	10m	約 -7ha	約148ha																										
第一種中高層住居専用地域	15/10以下	6/10以下	—	—	—	約 2ha	約655ha																										
第一種住居地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 5ha	約1,259ha																										

第8号議案 名古屋都市計画道路の変更について

変更する内容及び関連する事項	変更する理由						
<p>(第8号議案) 名古屋都市計画道路の変更</p> <p>○3・4・298号名古屋岐阜線</p> <ul style="list-style-type: none"> 幹線街路との平面交差箇所数の増 <table border="1" data-bbox="236 533 767 636"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交差箇所数</td> <td>2箇所</td> <td>3箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>○3・4・359号清洲駅前線</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規路線の追加 延長 約440m 幅員 18m 駅前広場 面積 約2,800㎡ 		変更前	変更後	交差箇所数	2箇所	3箇所	<p>名古屋岐阜線とJR清洲駅を結ぶアクセス道路として、清須市決定の名古屋都市計画清洲駅前土地区画整理事業の都市計画決定に合わせ、新たに清洲駅前線を追加するものである。なお、当該道路にはJR清洲駅における交通結節点機能の向上を図るため駅前広場を設けることとする。</p> <p>また、名古屋岐阜線については、清洲駅前線の追加に伴い、計画書に記載すべき「道路の構造事項」である「幹線街路との平面交差箇所数」を変更するものである。</p>
	変更前	変更後					
交差箇所数	2箇所	3箇所					

第9号議案 知多都市計画道路の変更について

変更する内容及び関連する事項	変更する理由						
<p>(第9号議案) 知多都市計画道路の変更</p> <p>○3・4・51号武豊港線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 線形変更 変更延長 約280m ・ 交差点部の幅員変更 <table border="1" data-bbox="236 629 767 730"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交差点部幅員</td> <td>16m</td> <td>17m</td> </tr> </tbody> </table>		変更前	変更後	交差点部幅員	16m	17m	<p>武豊町決定の知多都市計画知多武豊駅東土地区画整理事業の都市計画決定に合わせ、安全かつ円滑な交通処理を図るため、線形及び幅員を変更するものである。</p>
	変更前	変更後					
交差点部幅員	16m	17m					

第 10 号議案 西三河都市計画緑地の変更について

変更する内容及び関連する事項	変更する理由								
<p>(第10号議案) 西三河都市計画緑地の変更</p> <p>変更の内容:緑地区域の変更 種 別:河川敷緑地 名 称:第5号古川緑地 面 積:約24.4ha</p> <table border="1" data-bbox="261 678 842 824"> <thead> <tr> <th colspan="2">緑 地 面 積</th> <th rowspan="2">増 減</th> </tr> <tr> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約 8.9ha</td> <td>約 24.4ha</td> <td>15.5ha</td> </tr> </tbody> </table>	緑 地 面 積		増 減	変 更 前	変 更 後	約 8.9ha	約 24.4ha	15.5ha	<p>古川緑地は、矢作川水系の分流である一級河川矢作古川の上流域に位置する、主にスポーツ利用を目的とした河川敷緑地である。</p> <p>今回、既存樹林や水辺空間を活用し、人が自然とふれあい、楽しむことができる安らぎの空間を整備することで、緑地の魅力向上を図るため、緑地区域を変更するものである。</p>
緑 地 面 積		増 減							
変 更 前	変 更 後								
約 8.9ha	約 24.4ha	15.5ha							

第 11 号議案 東海市における特殊建築物の敷地の位置について

内容及び関連する事項	理 由																
<p>1 申請者 住所 愛知県名古屋市長区船見町1番地 86 氏名 株式会社 ダイセキ環境ソリューション 代表取締役 二宮利彦</p> <p>2 名 称 名古屋リサイクルセンター</p> <p>3 位 置 東海市新宝町 29 番1</p> <p>4 敷地面積 17,790.92 m²</p> <p>5 参 考 (1)建築物</p>	<p>申請者は、平成 12 年より名古屋市内で廃棄物処理事業を開始し、さらに平成 16 年より名古屋リサイクルセンターを設立して資源のリサイクル事業を展開している。</p> <p>既存施設では重金属類で汚染された土の浄化処理、重金属類及び油で汚染された土をセメントに必要な成分に変える分別脱水処理を行っている。</p> <p>今回、新たに行う汚泥の脱水施設の処理能力が 10 m³/日、がれき類の破碎施設の処理能力が 5t/日の基準を超えるため、建築基準法第 51 条ただし書き許可が必要となったものである。</p> <p>なお、公害対策には万全を期するとともに敷地内の緑化に努め、環境には十分配慮する計画である。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="199 1048 395 1131">建 物</th> <th data-bbox="395 1048 541 1131">構 造 階 数</th> <th data-bbox="541 1048 732 1131">建築面積</th> <th data-bbox="732 1048 927 1131">延べ面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="199 1131 395 1265">第一工場等 16 棟 (既 存)</td> <td data-bbox="395 1131 541 1265">鉄骨造 平屋建 2階建</td> <td data-bbox="541 1131 732 1265">6,363.22 m²</td> <td data-bbox="732 1131 927 1265">6,971.19 m²</td> </tr> <tr> <td data-bbox="199 1265 395 1355">保管施設 (新 設)</td> <td data-bbox="395 1265 541 1355">鉄骨造 平屋建</td> <td data-bbox="541 1265 732 1355">897.70 m²</td> <td data-bbox="732 1265 927 1355">944.70 m²</td> </tr> <tr> <td data-bbox="199 1355 395 1438">合 計</td> <td data-bbox="395 1355 541 1438"></td> <td data-bbox="541 1355 732 1438">7,260.92 m²</td> <td data-bbox="732 1355 927 1438">7,915.89 m²</td> </tr> </tbody> </table>	建 物	構 造 階 数	建築面積	延べ面積	第一工場等 16 棟 (既 存)	鉄骨造 平屋建 2階建	6,363.22 m ²	6,971.19 m ²	保管施設 (新 設)	鉄骨造 平屋建	897.70 m ²	944.70 m ²	合 計		7,260.92 m ²	7,915.89 m ²	
建 物	構 造 階 数	建築面積	延べ面積														
第一工場等 16 棟 (既 存)	鉄骨造 平屋建 2階建	6,363.22 m ²	6,971.19 m ²														
保管施設 (新 設)	鉄骨造 平屋建	897.70 m ²	944.70 m ²														
合 計		7,260.92 m ²	7,915.89 m ²														
<p>(2)処理能力</p> <p>汚泥の脱水 133.1 m³/日</p> <p>がれき類の破碎 650t/日</p>																	

第 12 号議案 一宮市における特殊建築物の敷地の位置について

内容及び関連する事項	理 由																																			
<p>1 申請者 住所 一宮市木曾川町黒田字松山東南ノ切56番地 氏名 木曾川環境クリーン株式会社 代表取締役 松本年夫</p> <p>2 名 称 木曾川環境クリーン株式会社 産業廃棄物処理施設</p> <p>3 位 置 一宮市木曾川町黒田三ノ通り 199 番1、199 番3、 200 番、201 番、202 番 一宮市今伊勢町馬寄字鯨池 51 番3、51 番5、52 番 3、53 番3、54 番3、71 番1、73 番、74 番、75 番</p> <p>4 敷地面積 2,904.41 m²</p> <p>5 参 考 (1)建築物</p> <table border="1" data-bbox="204 1173 903 1675"> <thead> <tr> <th>建 物</th> <th>構造階数</th> <th>建築面積</th> <th>延べ面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1リサイクル センター 処理 棟、便所（既 存）</td> <td>鉄骨造2階建</td> <td>855.76 m²</td> <td>898.52 m²</td> </tr> <tr> <td>鉄骨造平家建</td> <td>151.36 m²</td> <td>151.36 m²</td> </tr> <tr> <td>鉄骨造平家建</td> <td>16.59 m²</td> <td>16.59 m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5リサイクル センター 処理 棟、事務所 （既存）</td> <td>鉄骨造平家建</td> <td>639.91 m²</td> <td>639.91 m²</td> </tr> <tr> <td>鉄骨造2階建</td> <td>121.50 m²</td> <td>243.00 m²</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【敷地拡張分】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>1,785.12 m²</td> <td>1,949.38 m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)処理能力</p> <table data-bbox="300 1765 912 1890"> <tr> <td>廃プラスチック類の破碎</td> <td>10.88t/日</td> </tr> <tr> <td>木くずの破碎</td> <td>10.72t/日</td> </tr> <tr> <td>がれき類の破碎</td> <td>35.52t/日</td> </tr> </table>	建 物	構造階数	建築面積	延べ面積	第1リサイクル センター 処理 棟、便所（既 存）	鉄骨造2階建	855.76 m ²	898.52 m ²	鉄骨造平家建	151.36 m ²	151.36 m ²	鉄骨造平家建	16.59 m ²	16.59 m ²	第5リサイクル センター 処理 棟、事務所 （既存）	鉄骨造平家建	639.91 m ²	639.91 m ²	鉄骨造2階建	121.50 m ²	243.00 m ²	【敷地拡張分】				合 計		1,785.12 m ²	1,949.38 m ²	廃プラスチック類の破碎	10.88t/日	木くずの破碎	10.72t/日	がれき類の破碎	35.52t/日	<p>申請者は、平成 13 年度に建築基準法第 51 条ただし書許可による産業廃棄物処理施設の許可を受け、事業を行っている。</p> <p>このたび、処理機械の更新に伴い、許可を受けた敷地では、設備及び作業スペースが不足することから、敷地の拡張が必要となったものである。そのため、運搬車両の出入口を増設することによる経路の一部変更に伴い、周辺への影響や運搬経路上の支障の有無などを判断するため、建築基準法第 51 条ただし書許可が必要となったものである。</p> <p>なお、公害対策には万全を期するとともに敷地内の緑化に努め、環境には十分配慮する計画である。</p>
建 物	構造階数	建築面積	延べ面積																																	
第1リサイクル センター 処理 棟、便所（既 存）	鉄骨造2階建	855.76 m ²	898.52 m ²																																	
	鉄骨造平家建	151.36 m ²	151.36 m ²																																	
	鉄骨造平家建	16.59 m ²	16.59 m ²																																	
第5リサイクル センター 処理 棟、事務所 （既存）	鉄骨造平家建	639.91 m ²	639.91 m ²																																	
	鉄骨造2階建	121.50 m ²	243.00 m ²																																	
【敷地拡張分】																																				
合 計		1,785.12 m ²	1,949.38 m ²																																	
廃プラスチック類の破碎	10.88t/日																																			
木くずの破碎	10.72t/日																																			
がれき類の破碎	35.52t/日																																			